

## 文化庁の機能強化の検討に関する経緯

平成26年12月	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（閣議決定）
平成27年3月	道府県等に対し「政府関係機関の地方移転」の提案募集が行われ、京都府から文化庁の移転の提案提出
平成28年3月	「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【抜粋】 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。 このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。</p></div>
平成28年4月	「文化庁移転協議会」設置 構成員：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、文化庁、京都府、京都市 オブザーバー：内閣人事局、財務省
平成28年6月	「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（閣議決定） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【抜粋】 中央省庁の移転については、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないかという移転費用等の視点を踏まえつつ、移転基本方針に沿って取組を進める必要がある。  ※文化庁の移転については、上記「政府関係機関移転基本方針」と同内容</p></div>
平成28年8月	「文化庁の移転の概要について」（文化庁移転協議会） 文化庁の機能強化の大枠や、移転の進め方の全体的な工程について取りまとめ
平成28年12月	「文化庁の移転について」（文化庁移転協議会） 「地域文化創生本部」の具体的な内容や本格移転先の候補等について取りまとめ

## 文化庁の機能強化の検討に関する経緯

平成29年6月

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（閣議決定）

### 【抜粋】

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。

まず、平成29年4月に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について、地元の知見等を活かしながら移転の先行的取組を実施する。こうした先行的取組と並行して、文化庁移転協議会における検討を経て、平成29年8月末を目途に本格移転の庁舎の場所を決定する。また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目途に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（閣議決定）

### 【抜粋】

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進める。

「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」成立(平成29年6月23日公布・施行)

### 附則第2条

「政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

平成29年7月

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（文化庁移転協議会）

①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館とすること、および③移転時期を遅くとも平成33年度中とすること等について、取りまとめ